

高齢者虐待防止措置指針

病院の理念に基づき虐待防止対策をすすめるための基本的な考え方を示すため、本指針を定める。

第1条 基本的な考え方

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、運営規程に利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定める。全ての職員が高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員への研修を実施する。

第2条 高齢者虐待の定義

1. 身体的虐待

暴力的行為で利用者の身体に外傷や痛みを与えるまたはその恐れのある行為を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2. 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3. 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

4. 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会(以下、委員会)」を設置する。なお、委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下、担当者)」とする。

委員会の開催にあたっては、定期的(年2回以上)かつ必要に応じて担当者の招集により開催する。

委員会の協議事項は次のような内容とし、詳細は担当者が決める。

虐待防止のための職員研修に関するこ

虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関するこ

虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関するこ

虐待が発生した場合に、その対応に関するこ

虐待の原因分析と再発防止策に関するこ

第4条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。研修は、年1回以上実施



する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

緊急性の高い事案の場合は、市区町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。

第7条 虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受付内容を管理者に報告する。

苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意をはらって対処する。

相談受付後の対応は、第6条に依るものとする。

第8条 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事務所内で本指針を閲覧できるようにする。

附則

この指針は、2024年3月28日より施行する。

